

産業廃棄物収集運搬業許可証

WEB版

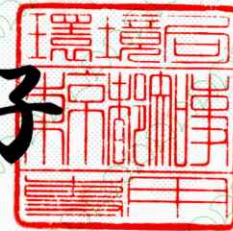
住所 東京都足立区花畑一丁目14番1号

氏名 株式会社遠藤商店
代表取締役 遠藤 哲也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年 1月22日

許可の有効年月日 平成35年 1月21日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋳さい、がれき
類、ばいじん

（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

（水銀含有ばいじん等を含む）

（以上16種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、ガラス・コ
ンクリート・陶磁器くず、がれき類

（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに）

（以上9種類）

2 積替え保管施設（詳細は裏面のとおりに）

施設住所： 東京都足立区入谷八丁目9番1号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から20時までとする。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 5年 1月 22日 新規許可

平成 30年 1月 22日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

2 積替え保管施設

施設住所：東京都足立区入谷八丁目9番1号

WEB版

積替え保管面積：309.62^m²

最大保管高さ：2.0m

産業廃棄物の種類	保管量		
汚泥	ドラム缶	3個	0.6 m ³
廃油	ドラム缶	3個	0.6 m ³
動植物性残さ	ドラム缶	1個	0.2 m ³
がれき類	鉄箱	4個	6.0 m ³
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ	一斗缶 ペール缶 プラスチック容器	32個又は 24個又は 15個	0.64 m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く）に限る）	ドラム缶	1個	0.2 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る）	ドラム缶	5個	1.6 m ³
	合計保管量		9.84 m ³

(以下余白)